

税制改正解説

令和7年度における 法人税関係の改正について

中澤和真

はじめに

令和7年度税制改正においては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行うこととされ、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げることとされ、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充することとされ、国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととされ、これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応することとされ、関係法令の改正が行われた。

このうち法人税法関係（国際課税関係を除く。）の改正では、リースに関する会計基準を踏まえたオペレーティング・リースの借手における賃借費用の損金算入規定の創設等税制上の整備、一定の協同組合組織が共同で事業を行うための合併及び分割型分割の適格要件の見直し、無対価の非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の適正化等の

改正が行われ、租税特別措置法等の改正では、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の改正、地域経済牽引事業^{けん}の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の改正、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の適用期限の延長等が行われる一方で、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5G導入促進税制）の廃止等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われた。

さらに、令和7年度税制改正においては、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税の創設、たばこ税の税率の特例等の創設が行われた。法人税法（以下「税法」という。）、租税特別措置法（以下「措法」という。）及び防衛特別法人税の創設等のための、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財確法」という。）等の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」は、去る3月31日に参議院本会議で可決・成立し、同日に令和7年法律第13号として公布された。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい